

令和5年 No.33

○国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年5月9日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規則第20号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
<p>〔省略〕</p> <p>(文書記号番号)</p> <p>第5条 文書記号は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">芸術・スポーツ科学系に属するもの</td> <td>東学芸芸ス第 号</td> </tr> <tr> <td><u>教 職 大 学 院 に 属 す る も の</u></td> <td><u>東学芸教院第 号</u></td> </tr> <tr> <td>大学教育研究基盤センター機構に属するもの</td> <td>東学芸大機第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年5月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	〔省略〕		芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号	<u>教 職 大 学 院 に 属 す る も の</u>	<u>東学芸教院第 号</u>	大学教育研究基盤センター機構に属するもの	東学芸大機第 号	〔省略〕		<p>〔省略〕</p> <p>(文書記号番号)</p> <p>第5条 文書記号は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">芸術・スポーツ科学系に属するもの</td> <td>東学芸芸ス第 号</td> </tr> <tr> <td>大学教育研究基盤センター機構に属するもの</td> <td>東学芸大機第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> </table> <p>〔省略〕</p>	〔省略〕		芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号	大学教育研究基盤センター機構に属するもの	東学芸大機第 号	〔省略〕	
〔省略〕																			
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号																		
<u>教 職 大 学 院 に 属 す る も の</u>	<u>東学芸教院第 号</u>																		
大学教育研究基盤センター機構に属するもの	東学芸大機第 号																		
〔省略〕																			
〔省略〕																			
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号																		
大学教育研究基盤センター機構に属するもの	東学芸大機第 号																		
〔省略〕																			